

○ 資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）

改 正 案

現 行

（前払式支払手段に関する財務局長等への権限の委任）

第二十八条 法第百四条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第二章の規定による権限及び第二章の規定による金融庁長官の権限（第四項において「長官権限」と総称する。）は、前払式支払手段発行者（法第七条の登録を受けようとする法人を含む。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、法第二十四条第一項及び第二項、第二十五条、第二十六条、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十九条（これらの規定（法第二十六条を除く。）を法附則第六条、第八条第二項又は第九条第三項の規定により適用する場合を含む。）の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 法第二十四条第一項及び第二項（これらの規定を法附則第六条、第八条第二項又は第九条第三項の規定により適用する場合を含む。）の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問（次項において「検査等」という。）で前払式支払手段発行者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものに関するものについては、前項に規定する権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

（前払式支払手段に関する財務局長等への権限の委任）

第二十八条 法第百四条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第二章の規定による権限及び第二章の規定による金融庁長官の権限（第四項において「長官権限」と総称する。）は、前払式支払手段発行者（法第七条の登録を受けようとする法人を含む。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、法第二十四条第一項及び第二項（法附則第六条、第八条第二項又は第九条第三項の規定により適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 法第二十四条第一項及び第二項の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問（次項において「検査等」という。）で前払式支払手段発行者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該從たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3～5 （略）

（資金移動業に関する財務局長等への権限の委任）

第二十九条 法第百四条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第三章の規定による権限及び第二章の規定による金融庁長官の権限（第四項において「長官権限」と総称する。）は、資金移動業者（法第三十七条の登録を受けようとする者を含む。）の本店（法第二条第四項に規定する外國資金移動業者である資金移動業者にあっては、国内における主たる営業所。以下この条において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、法第五十四条第一項及び第二項、第五十五条、第五十六条第一項及び第二項並びに第五十八条の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2～5 （略）

（仮想通貨交換業に関する財務局長等への権限の委任）

第三十条 法第百四条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第三章の二の規定による権限（第四項において「長官権限」という。）は、仮想通貨交換業者（法第六十三条の二の登録を

福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長も行うことができる。

3～5 （略）

（資金移動業に関する財務局長等への権限の委任）

第二十九条 法第百四条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第三章の規定による権限及び第二章の規定による金融庁長官の権限（第四項において「長官権限」と総称する。）は、資金移動業者（法第三十七条の登録を受けようとする者を含む。）の本店（法第二条第四項に規定する外國資金移動業者である資金移動業者にあっては、国内における主たる営業所。以下この条において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、法第五十四条第一項及び第二項の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2～5 （略）

（仮想通貨交換業に関する財務局長等への権限の委任）

第三十条 法第百四条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第三章の二の規定による権限（第四項において「長官権限」という。）は、仮想通貨交換業者（法第六十三条の二の登録を

受けようとする者を含む。）の本店（法第二条第九項に規定する外
国仮想通貨交換業者である仮想通貨交換業者にあっては、国内にお
ける主たる営業所。以下この条において同じ。）の所在地を管轄す
る財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合に
あつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、法第
六十三条の十五第一項及び第二項、第六十三条の十六、第六十三条
の十七第一項及び第二項並びに第六十三条の十九（これらの規定を
情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部
を改正する法律（平成二十八年法律第六十二号）附則第八条第二項
の規定により適用する場合を含む。）の規定による権限は、金融府
長官が自ら行うことを妨げない。

2 法第六十三条の十五第一項及び第二項（これらの規定を情報通信
技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正す
る法律附則第八条第二項の規定により適用する場合を含む。）の規
定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問（次項にお
いて「検査等」という。）で仮想通貨交換業者の本店以外の営
業所（以下この条において「支店」という。）に関するものについて、前項に規定する
財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店の所在地を管轄する
財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあ
つては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支
店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄
区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。
る。

3 (5) (略)

受けようとする者を含む。）の本店（法第二条第九項に規定する外
国仮想通貨交換業者である仮想通貨交換業者にあっては、国内にお
ける主たる営業所。以下この条において同じ。）の所在地を管轄す
る財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合に
あつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、法第
六十三条の十五第一項及び第二項（これらの規定を情報通信技術の
進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律
(平成二十八年法律第六十二号) 附則第八条第二項の規定により適
用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による権限は、金
融府長官が自ら行うことを妨げない。

2 法第六十三条の十五第一項及び第二項の規定による報告若しくは
資料の徴収又は立入検査若しくは質問（次項において「検査等」と
いう。）で仮想通貨交換業者の本店以外の営業所（以下この条にお
いて「支店」という。）に関するものについては、前項に規定する
財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店の所在地を管轄する
財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあ
つては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 (5) (略)